

公認ドッグサップスクール規程

第1条

教育本部規定第1条及び第2条に基づき本規定を定める。

2 教育本部は公認ドッグサップスクールを総括し必要事項の通達し、運営に関して指導するものとする。

(任務)

第2条

公認ドッグサップスクール(以下「公認スクールという」)は、ドッグサップの基幹となる重要な任務であることを認識し、ドッグサップの普及発展に寄与しなければならない。

(資格の認定)

第3条

公認スクールは本協会において審査し公認及び認定する。

2 公認スクールは所定の手続きをもって公認及び認定を受けなければならない。

3 公認及び認定の有効期限は1年度とする。

(義務)

第4条

公認スクールは次の義務を負うものとする。

2 公認スクールの任務を完遂するために積極的に研修会に参加しなければならない。

3 協会及び参加団体の事業に優先的に参加しなければならない。

4 スクールとしての自覚と誇りをもたなければならない。

(設置基準、実施要項及び公認申請要項)

第5条

公認スクールの設置基準、実施要項及び公認申請要項は別に定める。

(資格の停止及び解除)

第6条

公認スクールで次のスクールは教育本部で調査され本部会で審議し理事会において決定される。

2 公認料、更新料等未納なスクール。資格の停止を受けたスクールが停止の解除を求めるときは未納の公認料、更新料等を納付しなければならない。

3 本協会の規約、規程に反し公認スクールとして体面を汚すような行為があった時。停止解除は停止期間終了後とする。(停止期間中に有効期限が来た場合においても更新手続きをしなければ新規校扱いとなる。)

(資格の喪失)

第7条

公認スクールが本協会の規約に著しく反した場合は、教育本部で調査され、本部会で審議し、理事会において決定される。

(細則)

第8条

公認スクール規定に関する細則は別に定める。

(規程の改廃)

第9条

この規程の改廃は理事会の議決による。

2 細則についてはこの限りではない。